

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長 殿
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有 効 期 間	一 種 (令和14年3月31日まで)

警察庁丁交企発第212号、丁交指発第177号
令 和 8 年 1 0 月 1 5 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長
警 察 庁 交 通 局 交 通 指 導 課 長

農耕トラクタの座席ベルトに係る道路運送車両の保安基準等の改正について（通達）

令和7年6月17日、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（令和7年国土交通省令第68号。以下「改正省令」という。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和7年国土交通省告示第469号。以下「改正告示」という。）が公布され、農耕トラクタ（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一大型特殊自動車の項第一号ロに規定する農耕トラクタをいい、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車に区分されるものをいう。以下同じ。）への座席ベルト及び座席ベルトの取付装置（以下「座席ベルト等」という。）の装備義務に関する規定が、同日施行された。

本改正の概要及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

- 1 改正の経緯
- 農耕トラクタの交通事故の特徴として、車両単独での路外逸脱若しくは転倒による死亡事故又は重傷事故が挙げられることを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）の改正を行うこととなったもの。
- 2 改正の概要
- 改正省令により改正後の保安基準第22条の3第1項に基づき、令和9年1月1日以降に製作された農耕トラクタの運転者席及びこれと並列の座席については、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトを備えなければならないこととされた。ただし、改正告示による改正後の道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）第20条第28項により、令和8年12月31日以前に製作された農耕トラクタについては、改正省令による改正前の保安基準及び改正告示による改正前の細目告示に適合すれば足りるとされた。
- 3 留意事項
- 本改正により、道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の3第1項に基づく座席ベルト装着義務が新たに課せられることとなるのは、令和9年1月1日以降に製作された農耕トラクタの運転者に限られることから、交通指導取締り等に当たっては農耕トラクタの製造年を確認するなど事務処理上遺漏のないように留意されたい。